

第70期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年 3月26日（水曜日）

午後1時（受付開始：午後0時30分）

（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないよう
ご注意ください。）

開催場所

東京會舘 7階「マグノリア」

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号

決議事項

議案 取締役8名選任の件

株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知

第70期定時株主総会招集ご通知	1
-----------------------	---

議決権行使等についてのご案内

株主総会参考書類

議案 取締役8名選任の件	5
--------------------	---

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	16
2. 会社の状況に関する事項	31

連結計算書類	43
--------------	----

計算書類	45
------------	----

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	47
-----------------------	----

計算書類に係る会計監査報告	50
---------------------	----

監査委員会の監査報告	52
------------------	----

株主メモ	53
------------	----

株 主 各 位

(証券コード：6817)

2025年3月5日

東京都中央区入船三丁目7番2号
KDX銀座イーストビル7階

スミダコーポレーション株式会社

取締役 **八幡 滋行**

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

また、議決権行使は株主の皆様のご大切な権利ですので、ご出席されない場合にも、5ページから15ページの株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年3月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付いただくか、同期限までに当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使ください。株主の皆様のご意向を経営に確実に反映させるためにも、議決権行使を、ぜひともお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sumida.com>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「IRライブラリー」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「スミダコーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「6817」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

記

1 日 時	2025年3月26日（水曜日）午後1時（受付開始：午後0時30分） （開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2 場 所	東京都千代田区丸の内三丁目2番1号 東京會館 7階「マグノリア」
3 目的事項	報告事項 1. 第70期（2024年1月1日から2024年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第70期（2024年1月1日から2024年12月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 議案 取締役8名選任の件
4 招集にあたっての 決定事項	(1) インターネット等又は議決権行使書による議決権行使の際に、議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして当社は取扱います。 (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として当社は取扱います。 (3) インターネット等により議決権行使をされた株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット等による議決権行使を株主様の意思表示として当社は取扱います。 (4) 議決権行使書のご返送は2025年3月25日（火曜日）午後5時までに到着するようにご投函ください。 (5) インターネット等による議決権行使は2025年3月25日（火曜日）午後5時までに行使してください。 (6) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法にて当社にご提出ください。

* 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

* 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当該書面に記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部です。

【事業報告】 会計監査人の状況・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【連結計算書類】 連結持分変動計算書・連結注記表

【計算書類】 株主資本等変動計算書・個別注記表

* 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

* 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。

* 本総会終了後、会社説明会、懇談会等は予定しておりません。予めご了承のほどお願い申し上げます。

以 上

議決権行使等についてのご案内

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社では、定款第17条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。
- ◎当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

電磁的方法（インターネット）にて議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン等から議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

また、お手持ちのスマートフォン等にて「議決権行使書」に表示されたQRコードを読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権をご行使いただけます。

行使期限 2025年3月25日（火曜日）午後5時まで

- ① 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金とプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますのでご了承ください。
- ② スマートフォン等を用いられる場合、機種によってはご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。

インターネットによる議決権の行使につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（フリーダイヤル） 受付時間 9：00～21：00

郵送（書面）にて議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年3月25日（火曜日）午後5時到着分まで

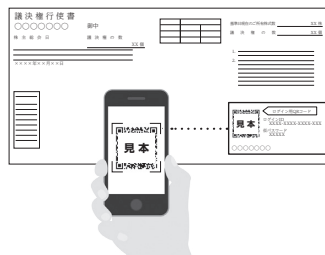
- ※インターネット等又は議決権行使書による議決権行使の際に、議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして当社は取扱います。
- ※インターネット等により複数回に亘り議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として当社は取扱います。
- ※インターネット等により議決権行使をされた株主様につきましては、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネット等による議決権行使を株主様の意思表示として当社は取扱います。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることが出来ます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

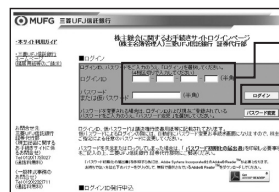
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

議案

取締役8名選任の件

取締役7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の多様性の確保及びガバナンス体制の一層の強化をするため、指名委員会の決定に基づき社外取締役6名を含む取締役8名の選任をお願いするものです。
取締役候補者は次のとおりであり、このうち、梅本龍夫氏、范仁鶴氏、早川亮氏、アルバート キルヒマン氏、上野佐和子氏及び土地順子氏の6名が、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。

【参考】候補者一覧

候補者 番 号	氏 名	当社における地位、担当	
1	や わた しげ ゆき 八 幡 滋 行	取締役（取締役会議長）、指名委員、報酬委員、 リスクマネジメント委員会議長	再 任
2	うめ もと たつ お 梅 本 龍 夫	取締役（取締役会副議長）、指名委員会議長、 報酬委員会議長、リスクマネジメント委員	再 任 社 外 独 立
3	ファン ヤン ホク 范 仁 鶴	取締役、指名委員、報酬委員	再 任 社 外 独 立
4	はや かわ りょう 早 川 亮	取締役、監査委員会議長、リスクマネジメント委員	再 任 社 外 独 立
5	アルバート キルヒマン	取締役、指名委員、報酬委員	再 任 社 外 独 立
6	うえ の さわ こ 上 野 佐和子	取締役、監査委員	再 任 社 外 独 立
7	ほん だ よし ゆき 本 多 慶 行	取締役、指名委員、監査委員、報酬委員	再 任
8	ど ち じゅん こ 土 地 順 子	---	新 任 社 外 独 立

候補者の出席状況

候補者	在籍年数	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会	リスクマネジメント委員会
八幡 滋行	-	7/7回(100%)	-	7/7回(100%)	6/6回(100%)	4/4回(100%)
梅本 龍夫	6	7/7回(100%)	-	7/7回(100%)	6/6回(100%)	3/3回(100%)
范 仁鶴	3	7/7回(100%)	-	7/7回(100%)	6/6回(100%)	-
早川 亮	3	7/7回(100%)	10/10回(100%)	-	-	3/3回(100%)
アルパート キルヒマン	1	5/5回(100%)	-	5/5回(100%)	5/5回(100%)	-
上野 佐和子	1	5/5回(100%)	6/6回(100%)	-	-	-
本多 慶行	-	4/5回(80%)	6/6回(100%)	5/5回(100%)	5/5回(100%)	-
土地 順子	-	-	-	-	-	-

(注) 上記の在籍年数は、社外取締役としての在籍年数です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
1 再 任	 や わ た しげゆき 八幡 滋行 (1951年10月28日生) (2024年度) [取締役会への出席状況] 7回中7回	(略歴) 1977年11月 当社入社 1988年 3 月 当社取締役 1990年 3 月 当社代表取締役専務 1991年 4 月 当社代表取締役副社長 1992年 3 月 当社代表取締役社長 2003年 4 月 当社代表執行役CEO 2003年 4 月 当社取締役（現任） 2005年12月 SUMIDA Holding Germany GmbH（現SUMIDA Europe GmbH）代表取締役 (地位及び担当) 取締役（取締役会議長）、指名委員、報酬委員、リスクマネジメント委員会議長	0株 (注) 1 (注) 2

《取締役候補者の選任理由》

八幡滋行氏は当社グループの事業経営に携わるとともに、グローバル展開を進める等豊富な経験と実績を有しています。同氏を取締役候補者とした理由は、代表執行役CEOとして長年に亘り当社経営を担ってきた経験及び電子部品業界に精通した知見をもとに、引き続き取締役会の機能を強化することが期待されるためです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
2 再任 社外 独立	 うめもと たつ お 梅本 龍夫 (1956年9月14日生) (2024年度) [取締役会への出席状況] 7回中7回	(略歴) 1979年 4 月 日本電信電話公社（現NTT）入社 1985年 8 月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 1991年 9 月 シュローダー・ピーティエヴィ・パートナーズ(株)入社 1995年 4 月 (株)サザビー（現サザビーリーグ）に転籍 取締役経営企画室長 スターバックス コーヒー ジャパン(株) 立上げ総責任者 「第2創業」（企業再活性）プロジェクト総責任者 2000年より最高企画責任者（チーフ・プランニング・オフィサー：CPO） 有限会社アイグラム設立 代表取締役（現任） (株)リーグ・ミリオン設立 代表取締役 2015年 4 月 立教大学大学院社会デザイン研究科 特任教授 2015年 6 月 公益財団法人 早川清文学振興財団 評議員 2017年 4 月 (株)フォーラムエンジニアリング 社外取締役 2019年 3 月 当社社外取締役（現任） 2020年 4 月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授 2020年 4 月 立教大学大学院社会デザイン研究科 客員教授（現任） (地位及び担当) 取締役（取締役会副議長）、指名委員会議長、報酬委員会議長、 リスクマネジメント委員 (重要な兼職の状況) 立教大学大学院社会デザイン研究科 客員教授 有限会社アイグラム 代表取締役	0株

《社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要》

梅本龍夫氏は、長年に亘り、経営コンサルタント、経営者として国際的な経験を重ね、スターバックスコーヒージャパンをはじめ、複数の企業を立ち上げ、現在も様々な分野のアドバイザー及び立教大学大学院社会デザイン研究科の客員教授を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、特に経営戦略、経営計画、新規事業開発、組織人事、能力開発及びマーケティングやブランディングに関する知見に基づく経営の監督とチェック機能が期待されるためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって6年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
3 再任 社外 独立	 ファン ヤンホク 范 仁鶴 (1949年9月5日生) (2024年度) [取締役会への出席状況] 7回中7回	(略歴) 1976年10月 Nigerian Spanish Engineering LTD. (ナイジェリア) 入社 1979年11月 Mayor Engineering Ltd. (ナイジェリア) マネージング ディレクター 1984年 9 月 Pfizer MSP KK 材料工学部 (香港) 入社 1994年 1 月 CITICパシフィック (香港) 代表取締役 1997年11月 チャイナ・エバーブライト・インターナショナル (現チャイナ・エバーブライト・エンパイロメント・グループ) 香港、代表取締役 兼 ジェネラルマージャー 2010年 1 月 ハイサン・ディベロップメント (香港) 非業務執行独立取締役 2012年12月 チャイナ・エバーブライト・エンパイロメント・グループ (香港) 非業務執行独立取締役 (現任) 2012年12月 ファースト・パシフィック (香港) 非業務執行独立取締役 (現任) 2013年 9 月 チャイナ・エアークラフト・リーシング・グループ・ホールディングス (香港) 非業務執行独立取締役 2016年 9 月 PFCデバイス (香港) 非業務執行独立取締役 2022年 3 月 当社社外取締役 (現任) (地位及び担当) 取締役、指名委員、報酬委員 (重要な兼職の状況) チャイナ・エバーブライト・エンパイロメント・グループ (香港) 非業務執行独立取締役 ファースト・パシフィック (香港) 非業務執行独立取締役	0株

《社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要》

范仁鶴氏は長年に亘り、中国・香港を中心とするアジア企業での経営・取締役を務めています。同氏は社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験及びアジア市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能が期待されるためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって3年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
4	 はやかわ りょう 早川 亮 (1962年12月17日生) (2024年度) [取締役会への出席状況] 7回中7回	(略歴) 1985年 5月 Darroch Industrial Consultants, Ltd. (ニュージーランド・オークランド) 入社 1989年 4月 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店 投資銀行部門入社 1992年11月 同社投資銀行部門 企業金融部 バイス・プレジデント 1997年12月 同社投資銀行部門 アドバイザリー・グループ バイス・プレジデント 2000年 2月 同社株式資本市場部 バイス・プレジデント 2002年 4月 ドイツ証券㈱、投資銀行本部株式資本市場部 ディレクター 2007年 3月 ㈱イー・ワン・コンサルティング 代表取締役 (現任) 2007年10月 早稲田大学 ビジネス・ファイナンス研究センター インベストメント・バンキング講座講師 (現任) 2008年 3月 マッコーリーキャピタル証券会社 マネージング ディレクター、投資銀行本部・株式資本市場部長 2008年 4月 オーストラリア・ニュージーランド商工会議所 エグゼクティブ・カウンシル 2014年 9月 アクサス・アドバイザーズ㈱ 代表取締役兼 マネージング・パートナー (現任) 2020年 9月 UDC Finance Limited (ニュージーランド・オークランド) 社外取締役 2022年 3月 当社社外取締役 (現任) (地位及び担当) 取締役、監査委員会議長、リスクマネジメント委員 (重要な兼職の状況) ㈱イー・ワン・コンサルティング 代表取締役 アクサス・アドバイザーズ㈱ 代表取締役兼 マネージング・パートナー 早稲田大学 ビジネス・ファイナンス研究センター インベストメント・バンキング講座講師	0株

《社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要》
早川亮氏は長年に亘り、金融業界で豊富な経験を重ね、現在では複数の会社で経営に携わり、取締役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経験と見識に基づく経営の監督とチェック機能が期待されるためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって3年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
5 再任 社外 独立	 アルバート キルヒマン (1956年12月16日生) (2024年度) [取締役会への出席状況] 5回中5回	(略歴) 1984年 8月 ダイムラー・ベンツAG（現メルセデス・ベンツグループAG及びダイムラー・トラック・ホールディングAG）入社 2004年 7月 ダイムラーAG（現ダイムラー・トラック・ホールディングAG）、ダイムラー・トラック部門、バス部門 経営企画・商品企画・財務 エグゼクティブ・バイス・プレジデント 兼 三菱ふそうトラック・バス(株) 取締役 2009年 6月 三菱ふそうトラック・バス(株) 代表取締役社長 兼 CEO 2010年 7月 ダイムラーAG 東京代表事務所 主席代表 2013年 4年 一般社団法人 日本自動車工業会 理事 2013年 6月 在日ドイツ商工会議所及び欧州ビジネス協会 ボードメンバー 2013年 8月 ダイムラーAG、ダイムラー商用車部門トラック・アジア責任者、三菱ふそうトラック・バス(株) 代表取締役社長 兼 CEO 2014年 7月 在日ドイツ商工会議所 副会頭 2015年 4月 三菱ふそうトラック・バス(株)取締役会長及び、ダイムラー・トラック・アジア部門会長 2017年 1月 ダイムラーAG退任 2019年 1月 トレイトン SE 社外取締役（現任） 2024年 3月 当社社外取締役（現任） (地位及び担当) 取締役、指名委員、報酬委員 (重要な兼職の状況) トレイトン SE 社外取締役	0株

《社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要》

アルバート キルヒマン氏は長年に亘り、ダイムラー・トラック・ホールディングAGの商用車事業の財務・管理部門、事業・製品企画部門の責任者として国際的な経験を重ね、三菱ふそうトラック・バス(株)において代表取締役社長・CEO等の役職を歴任しました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた国際的な経営者としての知識、経験、自動車並びに欧州・日本及びアジア市場に関する見識から経営の監督とチェック機能が期待されるためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
6 再任 社外 独立	 うえの さわこ 上野 佐和子 (1964年8月12日生) (2024年度) [取締役会への出席状況] 5回中5回	(略歴) 1988年 4月 (株)第一勧業銀行（現(株)みずほ銀行）入行 1996年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2008年10月 同法人 パートナー 2017年 9月 有限責任監査法人トーマツ パートナー 2019年 9月 同法人 ディレクター 2021年 1月 金融庁入庁 証券取引等監視委員会事務局 証券取引特別調査官 2023年 4月 上野佐和子公認会計士事務所 所長（現任） 2023年 6月 森永製菓(株) 社外監査役（現任） 2023年 6月 空港施設(株) 社外監査役（現任） 2024年 3月 当社社外取締役（現任） (地位及び担当) 取締役、監査委員 (重要な兼職の状況) 上野佐和子公認会計士事務所 所長 森永製菓(株) 社外監査役 空港施設(株) 社外監査役	0株

《社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要》
上野佐和子氏は、長年に亘り、公認会計士として、本邦及び外資系大手企業の監査、ガバナンス強化・ビジネスモデル変革、デジタル化に携わっており、大手監査法人においてパートナー及びディレクターの役職を歴任しました。また、証券取引特別調査官として豊富な経験を重ねました。同氏は社外取締役候補者とした理由は、その経歴において培われた知識・経験から、当社のコンプライアンスの維持・向上への貢献が期待されるためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
7 再任	 ほんだ よしゆき 本多 慶行 (1956年1月8日生) (2024年度) [取締役会への出席状況] 5回中4回	(略歴) 1980年11月 クーパースアンドライブランド（現プライスウォーターハウスクーパース）東京事務所入所 1985年 9月 同シカゴ事務所 1992年 4月 同法人 パートナー就任 1992年 7月 ペプシコ・インク入社（ニューヨーク本社） 1993年11月 日本ペプシコーラ社入社 経営企画部長 1995年 7月 同社財務本部長 1998年 2月 シスコシステムズ(株) 入社 財務本部長 1999年 9月 同社取締役管理本部長就任 2002年 8月 (株)ディーアンドエムホールディングス入社 CFO就任 2003年 6月 同社執行役就任 2005年 2月 (株)RHJIインターナショナル・ジャパン入社 CFO就任 2005年 6月 同社代表取締役就任 2007年10月 (株)ディーアンドエムホールディングス入社 CFO就任 2009年 6月 同社代表取締役副社長就任 2009年11月 同社退任 2011年 3月 スミダグループ入社 2011年 8月 当社 執行役 2012年 3月 当社代表執行役CFO 2016年 3月 日本マクドナルドホールディングス(株) 社外監査役（現任） 2024年 3月 当社取締役（現任） (地位及び担当) 取締役、指名委員、監査委員、報酬委員 (重要な兼職の状況) 日本マクドナルドホールディングス(株) 社外監査役 公認会計士、米国公認会計士	15,300株

《取締役候補者の選任理由》

本多慶行氏は、長年に亘り、グローバル企業の財務、監査、内部統制、IFRS（国際会計基準）等に携わっており、パートナーやCFO等の役職を歴任しました。当社グループにおいても代表執行役CFOを長年務め、経営者として強いリーダーシップを発揮しました。同氏を取締役候補者とした理由は、その経歴、特に財務分野において培われた国際的な経営者としての知識、経験から経営の監督とチェック機能が期待されるためです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
8 新任 社外 独立	 どち じゅんこ 土地 順子 (1963年8月31日生)	（略歴） 1986年 4月 日本電気(株) 入社 1988年11月 ヴァージニアトランティック航空日本支社 入社 1995年 8月 アップルコンピュータ(株) 入社 1996年 5月 日本AT&T(株) 入社 2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）東京永和法律事務所（現TMI法律事務所）入所 2007年10月 外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所 入所 2008年 6月 米国カリフォルニア州弁護士登録 2013年 4月 DOCHI 法律事務所（旧称hills法律事務所）代表弁護士（現任） 2019年 6月 コムチュア(株) 社外取締役（現任） 2020年 6月 (株)イオン銀行 社外取締役（現任） AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd. 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） DOCHI 法律事務所 代表弁護士 コムチュア(株) 社外取締役 (株)イオン銀行 社外取締役 AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd. 社外取締役	0株

《社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要》

土地順子氏は、長年に亘り、企業法務、企業間取引、知的財産分野において国際的な弁護士として豊富な経験を重ねています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われたグローバルな視点を備えた弁護士としての知見に基づき、経営の監督とチェック機能が期待されるためです。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏は、新任の社外取締役候補者です。

- (注) 1. 候補者八幡滋行氏は、ヤワタビル株式会社社長の取締役を兼務しており、同社は当社の大株主です。なお、当社と同社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者八幡滋行氏は、Yawata Zaidan Limitedの取締役を兼務しており、同社は当社の大株主です。なお、当社と同社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 梅本龍夫氏、范仁鶴氏、早川亮氏、アルバート キルヒマン氏及び上野佐和子氏の5名は、株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員です。また、同5名の再任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員とする予定です。また、土地順子氏は、株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員の条件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員とする予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、損害賠償請求における賠償金額、判決金額、和解金、示談金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者は、全ての取締役、執行役及び管理監督・指揮命令を行う従業員です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。取締役候補者の八幡滋行氏、梅本龍夫氏、范仁鶴氏、早川亮氏、アルバート キルヒマン氏、上野佐和子氏、本多慶行氏及び土地順子氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

梅本龍夫氏、范仁鶴氏、早川亮氏、アルバート キルヒマン氏、及び上野佐和子氏の5名については、スミダグループに対し、社外取締役として経営の基本方針の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしており、引き続き社外取締役として重任をお願いするものです。土地順子氏については、スミダグループに対し、取締役として経営の基本方針の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断して新たに取締役をお願いするものです。

社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約については次のとおりです。

- (1) 社外取締役候補者の選任理由
- 当社は指名委員会等設置会社です。指名委員会等設置会社は、取締役会は経営の監督に特化するとともに、社外取締役が過半数を占める委員会を設置して経営の透明性の向上を図り、業務執行に専従する機関として執行役を置き、「経営の監督」と「業務執行」を明確に分離し、両者を有効に機能させる組織機構です。そのため指名委員会等設置会社では複数の社外取締役を選任する必要がありますが、当社では取締役会の一層の機能の強化を目指し、取締役の過半数を社外取締役とすることにしており、6名の選任をお願いするものです。
- (2) 社外取締役候補者の独立性
- ① 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
- ② 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
- ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者と三親等以内の親族関係はありません。
- (3) 社外取締役との責任限定契約
- 当社は現に当社の社外取締役である梅本龍夫氏、范仁鶴氏、早川亮氏、アルバート キルヒマン氏及び上野佐和子氏との間で責任限定契約を締結しています。（契約の内容の概要は事業報告の「2(3)⑥責任限定契約の内容の概要」に記載のとおりです。）各氏の再任が承認された場合、当社は、各氏と上記責任限定契約を継続する予定です。また、土地順子氏の選任が承認された場合、当社は、土地順子氏とも上記責任限定契約と同一内容の責任限定契約を締結する予定です。

取締役の主たる経験分野・専門性

氏名	地位	企業経営	関連業界／事業	グローバルビジネス	財務・会計	法務/コンプライアンス	ガバナンス/リスクマネジメント	新規事業/M&A
八幡 滋行	取締役	●	●	●			●	●
梅本 龍夫	社外取締役	●		●			●	●
范 仁 鶴	社外取締役	●	●	●			●	●
早 川 亮	社外取締役	●	●	●	●		●	●
アルバート キルヒマン	社外取締役	●	●	●	●		●	●
上野 佐和子	社外取締役			●	●	●	●	
本多 慶行	取締役	●	●	●	●		●	●
土地 順子	社外取締役			●		●	●	

(注) 上記は本議案が原案どおり承認可決された場合の予定です。

以 上

事業報告 第70期 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループでは、計画期間を2024年から2026年までの3か年とする中期経営計画を2024年2月に発表しました。本中期経営計画においては、脱炭素化の流れを事業機会と捉え、xEV関連、充電インフラ、太陽光発電、蓄電池等を含む用途群を「グリーンエネルギー関連」と定義し、重点分野と位置づけて更なる成長を目指すことを掲げています。また、地政学リスクの高まりに対処するため、営業、開発、製造の3体制を各地域で完結し、お客様のニーズにより柔軟かつ迅速に対応できる地産地消の体制づくりを進めています。具体的には、中国における生産能力の最適化、北米における研究開発能力の更なる増強、インドにおける新規案件の獲得及びベトナムでの生産能力の拡大等を進めています。

当連結会計年度においては、獲得済み案件を積み上げて作成した増収計画に基づき、3期連続となる最高益更新を掲げました。しかしながら、EVに対する様子見姿勢及び高金利を受けた投資の手控え等の影響を受け、期初に想定していた売上収益拡大が遅れました。最大限の費用抑制努力を継続しているものの、減収による影響を完全に吸収することは難しいと判断したため、7月31日にやむなく業績予想を下方修正しました。しかしながらその後も、特に欧州における車載関連市場・インダストリー関連市場の回復に想定以上の時間を要したため、大胆な構造改革を速やかに実施する必要があると判断しました。構造改革の内容は欧州拠点における人員削減による合理化です。本合理化により、当連結会計年度に退職一時金等に係る事業構造改革費用1,086百万円をその他営業費用として計上しましたが、2025年12月期に約1,600百万円、2026年12月期以降に1年あたり約1,800百万円の費用削減効果を見込んでいます。

当社グループはカスタム製品の受注生産ビジネスを営んでいるため、獲得した案件には供給責任が発生します。当連結会計年度においては、過年度に引き続き増収を見越して設備及び人員を配置していたものの、売上が実現せず結果として固定費負担が増えて収益性を低下させてしまいました。当社グループでは現在、全社を挙げて損益分岐点の引き下げを進めています。前述した外部環境の変化を受けて、売上の成長は鈍化が懸念されます。このため、足元の逆風下で現実的に見込まれる売上の中で、目標とする利益を出せる体制に変えていく方向に、戦い方を変える判断をしました。欧州での構造改革はこの一環です。加えて、主要な製造拠点である中国においても退職者の補充を行わない形で間接人員の適正化を進めています。また、業務効率化のため営業や生産技術の組織体制を変更しました。

当連結会計年度における当社グループの業績は以下のとおりです。

売上収益は、車載関連で様々な用途の製品需要が堅調に推移した一方で、インダストリー関連で太陽光発電関連及び産業機器向けの需要が低下したこと、家電関連でノートパソコン、タブレット端末、スマートフォン関連の需要が低下しました。グリーン関連売上は大幅な成長を見込んでいましたが、xEV関連需要の失速を受け微増にとどまりました。当連結会計年度の売上収益は前連結会計年度比2.5%減の143,978百万円でした。

営業利益は、前連結会計年度との比較において、減収による影響（3,465百万円の減益）、生産数量の減少に伴う固定費負担増加による影響（1,178百万円の減益）、並びに欧州における事業構造改革費用1,086百万円等の影響を受けて、前連結会計年度比47.3%減の4,513百万円でした。また、支払利息等による金融収益/金融費用の影響が2,708百万円のマイナスであったこと等から、税引前当期利益は同77.9%減の1,295百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は同88.3%減の590百万円でした。

また、四半期ごとの業績は以下のとおりでした。

(単位：百万円、円)

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上収益		36,313	36,752	36,469	34,442
営業利益		1,194	1,138	1,773	407
営業利益率		3.3%	3.1%	4.9%	1.2%
期中為替 レート	米ドル	146.70	154.80	152.61	149.67
	ユーロ	159.92	167.02	166.14	162.04
	人民元	20.44	21.33	21.12	20.98

(報告セグメントの状況)

当連結会計年度における報告セグメントの状況は次のとおりです。

1) アジア・パシフィック事業

アジア・パシフィック事業では、車載関連が堅調に推移した一方で、中国の景況感の悪化を受けてインダストリー関連の需要が減退したことも影響し、売上収益は前連結会計年度比1.1%減の94,679百万円でした。不断の生産効率改善並びに経費節減に取り組んでいるものの、工場の操業度低下が利益の圧迫要因となり、セグメント利益は同42.0%減の3,146百万円でした。

2) EU事業

EU事業では、前連結会計年度に比べ円安/ユーロ高で推移したものの、家電関連及びインダストリー関連での減収影響により、売上収益は前連結会計年度比7.9%減の56,240百万円でした。時短勤務をはじめとする経費節減に努めたものの、現下の厳しい市場環境は当面続くとの判断から人員削減による合理化が必要と判断し、構造改革に係る一時金を計上しました。セグメント利益は同33.5%減の2,679百万円でした。

(単位：百万円)

事業区分	売上収益
アジア・パシフィック事業	94,679
EU事業	56,240
セグメント間の内部売上収益又は振替高	△6,941
合 計	143,978

(市場別の状況)

1) 車載市場

世界的な新車生産台数の伸びを背景に、当社グループにおいてはxEV関連及びその他用途群の売上が好調に推移しました。しかしながら、欧州におけるEVへの補助金打ち切りの影響や、米国における政策の行方を注視しています。車載市場の売上収益は前連結会計年度比1.2%増の87,893百万円でした。

2) インダストリー市場

米欧のEVシフトにややブレーキがかかる動きもある中で、当社グループにおいてはxEV向け急速充電インフラ関連等が成長しました。他方で、長引く高金利等の影響を受けて太陽光発電関連の投資を手控える動きが顕著になったこと、並びに中国の景況感が停滞したこと等により当社グループの製品需要が減退しました。インダストリー関連の売上収益は前連結会計年度比9.5%減の36,314百万円でした。

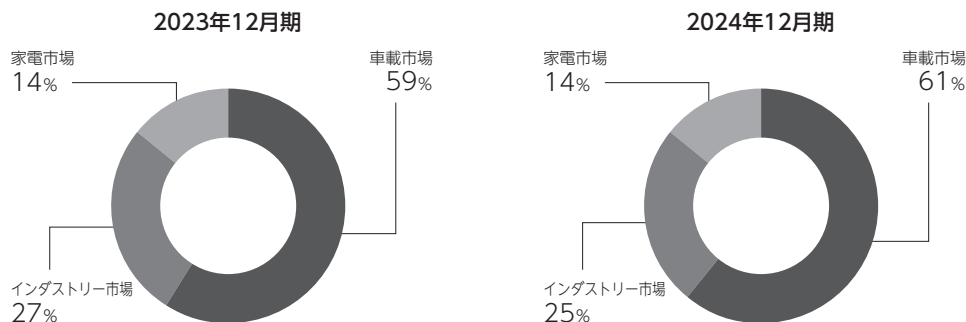
3) 家電市場

ノートパソコン、タブレット端末、スマートフォン関連の需要が引き続き弱含みで推移したものの、足元では生成AI搭載モデルの販売開始等もあり、需要回復の兆しが見えてきています。家電関連の売上収益は前連結会計年度比4.4%減の19,770百万円でした。

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度	増減率 (%)
車 載 市 場	86,865	87,893	1.2
インダストリー市場	40,116	36,314	△9.5
家 電 市 場	20,691	19,770	△4.4

市場別売上構成



当期の財政状態の概況 (資産)

当連結会計年度末における資産合計は147,766百万円で、前連結会計年度末比で4,980百万円増加しました。当社の保有資産の9割超は外貨建てですが、当期に進行した円安の影響で、外貨建て資産の評価額が大きくなったことから全体的に資産残高が増加しました。

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は4,286百万円でした。手元資金については、国内外連結子会社各社に資金が滞留することにより資金効率が低下するリスクに鑑み、主要子会社の最低手持資金額を設定し毎月その設定額と実際手持資金とを比較することで、グループ全体での余剰資金を削減し借入金の圧縮に努めています。また、3か月先までのローリング・フォーキャストを毎月実施することで資金管理を行っています。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、有利子負債の借入及び返済による残高の変動等により、前連結会計年

度末比1,377百万円増加し、86,851百万円でした。

当連結会計年度末におけるネット有利子負債残高は、前連結会計年度末から127百万円減少し、48,142百万円となりました。当連結会計年度末のネットDEレシオは0.82倍で、前連結会計年度末から0.06ポイント低下しました。当連結会計年度末現在、短期有利子負債（1年内返済予定又は償還予定の長期有利子負債を含む）の残高は36,424百万円で、長期有利子負債の残高は16,004百万円です。なお、当社グループの借入金のうち約70%が変動金利、約30%が固定金利によるものです。

当社グループの保有する資産のうち大部分が外貨建てであることに対応し、為替の影響を少なくするため、現地通貨建てでの調達を原則としつつ、金利コストも考慮した最適な資金調達を行っています。外貨建て借入金の割合が借入金全体の約82%を占めており、借入金の平均金利は4.3%です。

当社グループでは、主要な銀行と定期的にミーティングを行い、良好な関係を築いています。銀行団のオープン・コミットメントラインは110億円を維持しており、これら全てが未使用です。なお、中期的には収益性の向上と財務体質の強化に取り組み、信用格付けを取得し、資金調達の方法についての選択肢を増やす目標を持っています。

(資本)

当連結会計年度末の資本合計は、前連結会計年度末比3,603百万円増加し、60,915百万円でした。当期利益の計上、配当金の支払、また在外営業活動体の換算差額の変動を主要因としたその他の包括利益の計上等により、当連結会計年度末の親会社の所有者に帰属する持分合計は58,648百万円となり、親会社所有者帰属持分比率は前連結会計年度末の38.6%から、当連結会計年度末に39.7%となりました。また、1株当たり親会社所有者帰属持分は前連結会計年度末の1,687.39円から、当連結会計年度末は1,774.64円となりました。

◎参考：期末為替レート

	2023年12月期	2024年12月期
米ドル/円	141.51	156.15
ユーロ/円	156.54	162.70
人民元/円	19.90	21.34

② 設備投資の状況

当社グループは、新製品立上げ、増産、生産の合理化、品質向上、並びに研究開発の強化等の目的で継続的に投資を行っています。当連結会計年度においては、10,000百万円の設備投資を計画しておりましたが、期初に見込んだ売上収益の拡大が遅れていたことから、供給責任を伴う新製品及び増産を目的とする投資を優先し、生産効率改善等を目的とする投資については抑制しました。この結果、アジア・パシフィック事業で4,327百万円、EU事業で3,532百万円、総額7,860百万円の設備投資を行いました。

当連結会計年度における設備投資の内訳は新製品対応46%、増産対応26%、生産性改善及び設備更新17%、その他11%です。

③ 資金調達の状況

1) 貸出コミットメント契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と貸出コミットメント契約を締結しています。当連結会計年度末日における貸出コミットメント契約の総額、借入実行残高及び借入未実行残高は次のとおりです。

貸出コミットメント契約の総額	3,000百万円
借入実行残高	—
未実行残高	3,000百万円

2) マルチカレンシー・コミットメントライン契約

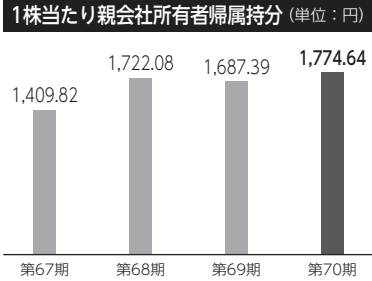
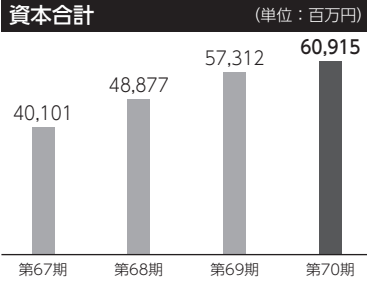
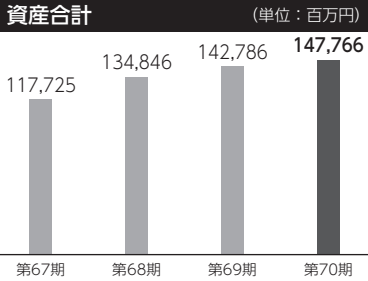
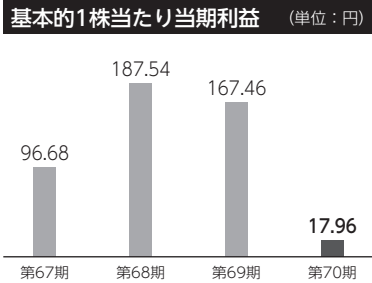
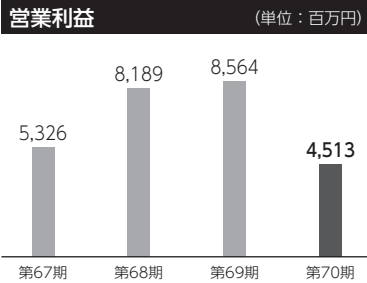
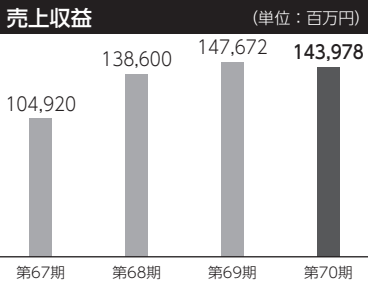
当社グループは、運転資金の効率的な調達を可能にするため、取引銀行7行と米ドル、ユーロ及び円のマルチカレンシー・コミットメントライン契約を締結しています。この契約に基づく当連結会計年度末日におけるマルチカレンシー・コミットメントライン契約の総額、借入実行残高及び借入未実行残高は次のとおりです。

マルチカレンシー・コミットメントライン契約の総額	8,000百万円
借入実行残高	—
未実行残高	8,000百万円

(2) 財産及び損益の状況の推移

		第67期 (2021年12月期)	第68期 (2022年12月期)	第69期 (2023年12月期)	第70期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上収益	(百万円)	104,920	138,600	147,672	143,978
営業利益	(百万円)	5,326	8,189	8,564	4,513
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	2,629	5,099	5,064	590
基本的1株当たり当期利益	(円)	96.68	187.54	167.46	17.96
資産合計	(百万円)	117,725	134,846	142,786	147,766
資本合計	(百万円)	40,101	48,877	57,312	60,915
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	1,409.82	1,722.08	1,687.39	1,774.64
ROE (親会社所有者帰属持分当期利益率)	(%)	7.4	12.0	9.9	1.0

(注) 基本的1株当たり当期利益は期中平均の発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は期末日現在の発行済株式総数により、それぞれ算出しています。
 なお、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分の算出に際しては、期中平均の発行済株式総数及び期末日現在の発行済株式総数から、それぞれ自己株式を控除しています。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
スミダ電機株式会社	460,000 千円	100	コイルの製造・販売・研究開発
東莞勝美達（太平）電機有限公司	305,000 千香港ドル	100 (100)	コイルの製造
SUMIDA ELECTRIC (GUANGXI) CO., LTD.	20,000 千香港ドル	100 (100)	コイルの製造
Sumida Electric (H. K.) Company Limited	927,000 千香港ドル	100 (100)	コイルの製造・研究開発
SUMIDA TRADING PTE. LTD.	6,000 千シンガポールドル	100	コイルの販売
SUMIDA TRADING (SHANGHAI) COMPANY LIMITED	8,070 千人民元	100 (100)	コイルの販売
TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED	30,000 千台湾ドル	100	コイルの販売
SUMIDA TRADING (KOREA) COMPANY LIMITED	2,000,000 千韓国ウォン	100	コイルの販売
SUMIDA Europe GmbH	25 千ユーロ	100	E U事業統括
SUMIDA Components GmbH	105 千ユーロ	98.1 (98.1)	コイルの製造・販売
SUMIDA AG	7,344 千ユーロ	98.1 (98.1)	EU事業の中間持株会社
SUMIDA Components & Modules GmbH	25 千ユーロ	98.1 (98.1)	コイルの製造・販売・研究開発
SUMIDA Lehesten GmbH	25 千ユーロ	98.1 (98.1)	EMS
SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S. A. DE C.V.	50 千メキシコペソ	72.3 (72.3)	コイルの製造
SUMIDA ROMANIA S. R. L.	3,101 千ユーロ	98.1 (98.1)	コイルの製造
SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.	37,904 千人民元	98.1 (98.1)	コイルの製造・販売
SUMIDA Slovenija, d. o. o.	503 千ユーロ	72.3 (72.3)	コイルの製造
vogtronics GmbH	25 千ユーロ	72.3 (72.3)	コイルの製造・販売
SUMIDA flexible connections GmbH	25 千ユーロ	98.1 (98.1)	フラット・ケーブルの製造・販売
SUMIDA FLEXIBLE CONNECTIONS ROMANIA S. R. L.	156 千ユーロ	98.1 (98.1)	フラット・ケーブルの製造・販売
Sumida Electric (Thailand) Co., Ltd.	275,000 千タイバーツ	100	パワーエレクトロニクス関連コイルの開発・製造・販売
ISMART GLOBAL LIMITED	6,308 千ユーロ	100	中間持株会社
Sumida Finance B. V.	20 千ユーロ	100	金融統括会社
SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.	5,000 千米ドル	100	コイルの製造

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
Sumida Electric (Changde) Co., Ltd.	37,664 千人民元	100 (100)	コイルの製造
Sumida Electric (JI'AN) Co., Ltd.	193,537 千人民元	100 (100)	コイルの製造
Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.	376,040 千人民元	100 (100)	コイルの製造
SUMIDA Electronic SuQian Co., Ltd.	4,500 千人民元	98.1 (98.1)	コイルの製造
SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.	18,000 千米ドル	100	コイルの製造
SUMIDA INSURANCE CORPORATION	5,000 千米ドル	100	グループ内保険の統括・管理
SUMIDA AMERICA HOLDINGS INC.	100 千米ドル	100	中間持株会社
Sumida America Inc.	6,350 千米ドル	100 (100)	コイルの製造・販売・研究開発
Sumida Electric (India) Private Limited	30,000 千インドルピー	100	コイルの販売

(注) 議決権比率の () 内の数字は間接所有比率です。

(4) 対処すべき課題

今、世の中を見渡すと、地球温暖化、高齢化、人口減少問題など、大きな難題が山積しています。そこに地政学リスクの高まりや感染症の流行、AIをはじめとするテクノロジーの進化が重なり、私たちの住む世界は日増しに複雑になっています。こうした中、私たちは、中長期的な視点では、脱炭素の流れは今後も継続すると考えています。そして、私たちはこれを事業機会と捉え、電気自動車、急速充電器、太陽光発電、蓄電池といった脱炭素関連の用途に対し、当社グループのコイル製品を提供することに注力します。この事業活動を通じて、私たちは、会社を発展させながら本業を通じて環境問題の解決に寄与できると考えています。具体的には、下記に取り組んでいます。

① 中期経営計画の推進

当社グループは、計画期間を3年間とする中期経営計画を策定しています。事業環境に応じて市場別基本方針及び重点課題を見定め、数値目標の達成に向けて事業活動に取り組んでいます。

中期経営計画（2024-2026年度）

【重点課題】

《「脱炭素関連」市場での成長》

- ・ 前中期経営計画（2021-2023年度）で掲げたxEV関連からスコープを広げ、充電インフラ、太陽光発電、蓄電池等を含む用途群を「グリーンエネルギー関連」と定義し、年率22%の成長を目指します。そして、2026年度に当社グループ売上全体の35%以上を「グリーンエネルギー関連」で占めることを目指します。

【市場別基本方針】

- ・ 車載市場：
EV・ハイブリッド・FCV関連等、動力源を問わずビジネス機会を捉え、成長を目指します。
- ・ インダストリー市場：
グリーンエネルギー、ファクトリーオートメーション・ロボット、医療機器、宇宙開発関連に注力し成長を目指します。

- ・ 家電市場：
AI普及を機に積極的にビジネスを獲得し、現在の規模を確保しつつ収益率の向上を目指します。
- 《地域、製造戦略》
- ・ お客様のニーズにより柔軟かつ迅速に対応するため、更なるメイド・イン・マーケットを推進します。このために、中国における案件獲得と、北米における生産を強化します。
 - ・ 今後市場の拡大が見込まれるASEANにおいて、大型案件の発掘を行い、獲得を目指します。
 - ・ 原価低減の飽くなき改善活動を継続するとともに、IT活用等による付加価値向上を目指します。
- 【数値目標】
- ・ 2026年度の売上収益1,900億円、営業利益135億円を目指します。
 - ・ 投下資本利益率(ROIC) 9.31%、親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE) 13.18%を目指します。
 - ・ 3年間累計でフリー・キャッシュ・フロー140億円の創出を目指します。

② コーポレートガバナンス体制の強化への継続的な取組み

2003年に経営と監督の分離を明確にするために日本の上場企業第1号で委員会等設置会社に移行しました。また、当社の取締役会は、7名のうち5名が多様な専門知識をもつ社外取締役です。1名が女性取締役、欧州や中国といったビジネスの比重が高いエリアからの外国人取締役が2名となっています。このような取締役会の体制をはじめコーポレートガバナンスの一層の強化に努めています。

③ ESGの取組み

当社グループの使命は、人々の生活の質を向上し、環境に優しい製品や技術の開発を可能とするソリューションを提供し続けることです。この使命を果たし、スミダグループの製品が省電力、脱炭素化に大きく貢献し続けることが重要課題と認識しています。

【最重要取り組み課題】

1. スミダグループの技術開発と製品を通して二酸化炭素削減に貢献する。
2. 資源の有効活用、廃棄物の削減、代替エネルギーの活用を推進して業務を遂行する。
3. スミダグループのあらゆるステークホルダーと共に国連開発計画が策定した17の持続可能な開発目標を達成する努力をし続ける。

当社グループは、2030年度の温室効果ガス(SCOPE 1&2)を2022年度比42%削減することを目指します。

環境	
地球とその資源を大切にする： i. エネルギーの効率化 ii. 廃棄物の削減と資源のリサイクル iii. 持続可能エネルギーの採用 iv. 持続可能資源の使用 v. 公害の防止	    
社会	
社会から尊敬される企業となる： i. 労働と人権 ii. 持続可能未来に向けた新技術とソリューションの開発 iii. 優秀な人材のリクルート、開発、保持 iv. 責任あるサプライチェーンの構築 v. 社会貢献	   
ガバナンス	
高い誠実性と持続力を備えた事業活動を行う： i. コンプライアンスとリスクマネジメント ii. 製品の品質とセキュリティ iii. ITセキュリティ iv. 透明性 v. CSRトレーニングと推進	  

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、コイル関連の部品及びモジュール製品の設計・製造・販売を行っています。当社グループの製品は、車載関連・インダストリー関連・家電関連といった多岐に亘る電子機器に搭載されています。当社グループの主要製品は次のとおりです。

▶ パワーインダクタ&RFインダクタ

面実装、ピンタイプ、デジタルアンプ用LPFコイル、RFチップインダクタ

▶ パワートランスフォーマー

面実装タイプ、ピンタイプ、PoEトランス、スイッチング・パワーサプライ、リアクタ、非接触給電コイル

▶ シグナル

RF/通信、RFID、アンテナコイル、他

▶ EMC

ACパワーライン、DCパワーライン、ノーマルモードチョーク、コモンモードコイル

▶ センサ・アクチュエータ

ローターポジションセンサー、ABSコイル、ソレノイドコイル

▶ 車載用モジュール

インバーター用チョーク・モジュール、パワー・コンバージョン、フィルターモジュール

▶ 磁性材料、セラミック部品、EMS、フレキシブル・コネクション

セラミック受動部品、電子製品製造サービス(EMS)、フレキシブルフラットケーブル

▶ 医療機器用コンポーネント

通信用アイソレーショントランス、アイソレーショントランス

(6) 当社グループの主要拠点等 (2024年12月31日現在)

本社	東京都中央区（当社）
事業統括	SUMIDA Europe GmbH（ドイツ）、SUMIDA AG（ドイツ）、Sumida Finance B. V.（オランダ）、SUMIDA INSURANCE CORPORATION（ミクロネシア）、SUMIDA AMERICA HOLDINGS INC.（米国）
国内営業拠点	スミダ電機株式会社（宮城県名取市、東京都中央区、埼玉県さいたま市、神奈川県川崎市、長野県小諸市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市）
海外営業拠点	Sumida Electric (H.K.) Company Limited（香港）、SUMIDA TRADING PTE. LTD.（シンガポール）、Sumida America Inc.（米国）、SUMIDA Components GmbH（ドイツ）、SUMIDA TRADING (SHANGHAI) COMPANY LIMITED（中国）、SUMIDA Components & Modules GmbH（ドイツ）、vogtronics GmbH（ドイツ）、SUMIDA Lehesten GmbH（ドイツ）、SUMIDA flexible connections GmbH（ドイツ）、SUMIDA TRADING (KOREA) COMPANY LIMITED（韓国）、TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED（台湾）、Sumida Electric (Thailand) Co., Ltd.（タイ）、SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.（中国）、Sumida Electric (India) Private Limited（インド）
国内生産拠点	スミダ電機株式会社（青森県むつ市、長野県小諸市）
海外生産拠点	Sumida Electric (H.K.) Company Limited（香港）、東莞勝美達（太平）電機有限公司（中国）、SUMIDA Components GmbH（ドイツ）、SUMIDA Components & Modules GmbH（ドイツ）、SUMIDA ROMANIA S. R. L.（ルーマニア）、SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S.A. DE C.V.（メキシコ）、SUMIDA Slovenija, d.o.o.（スロベニア）、SUMIDA Lehesten GmbH（ドイツ）、SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.（中国）、SUMIDA flexible connections GmbH（ドイツ）、SUMIDA ELECTRIC (GUANGXI) CO., LTD.（中国）、Sumida Electric (Thailand) Co., Ltd.（タイ）、SUMIDA FLEXIBLE CONNECTIONS ROMANIA S.R.L.（ルーマニア）、SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）、Sumida Electric (JI'AN) Co., Ltd.（中国）、Sumida Electric (Changde) Co., Ltd.（中国）、Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.（中国）、SUMIDA Electronic SuQian Co., Ltd.（中国）、SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.（ベトナム）、Sumida America Inc.（米国）
国内開発拠点	スミダ電機株式会社（宮城県名取市、東京都中央区、長野県小諸市）
海外開発拠点	Sumida Electric (H.K.) Company Limited（香港）、Sumida America Inc.（米国）、SUMIDA Components GmbH（ドイツ）、SUMIDA Components & Modules GmbH（ドイツ）、SUMIDA flexible connections GmbH（ドイツ）

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
アジア・パシフィック事業	11,952名	410名減
EU事業	2,616名	383名減
全社（共通）	94名	0名
合 計	14,662名	793名減

(注) 1. 使用人数は就業員数です。
2. 全社（共通）は本部機能及びサポート機能を持つSumida Electric（H. K.）Company Limited及びスミダ電機株式会社のサービス部門に所属している使用人数を記載しています。
3. 使用人数には委託加工先の使用人数を含めて表示しています。

② 当社の使用人の状況

当社は純粋持株会社であり、使用人はいません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	14,559百万円
株式会社三菱UFJ銀行	12,143
株式会社みずほ銀行	7,923
三井住友信託銀行株式会社	4,259
株式会社七十七銀行	3,000
株式会社千葉銀行	2,259

(9) 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針

①資本政策の基本的な方針

当社グループでは、国内外連結子会社各社に資金が滞留することにより資金効率が低下するリスクに鑑み、主要子会社の最低手持資金額を設定し毎月その設定額と実際手持資金とを比較することで、グループ全体での剰余資金を削減し借入金圧縮に努めています。また、手元現金の最小化に努めつつ、銀行団との間でオープン・コミットメントラインを設けています。当連結会計年度末におけるオープン・コミットメントラインの金額は110億円で、これら全てが未使用です。

財政状態の健全性の観点から、Net DEレシオ1.1倍以下をガイドラインとして設定しています。当連結会計年度末のネットDEレシオは0.82倍でした。

当社グループでは、各銀行による当社の信用格付けの維持向上のため、主要な銀行と定期的にミーティングを行い、良好な関係を築いています。中期的には収益性の向上と財務体質の強化に取り組み、信用格付けを取得し、資金調達の方法についての選択肢を増やす目標を持っています。

②資本の財源及び資金の流動性について

当社グループの主な資金需要は、材料費、人件費、販売費及び一般管理費等の営業費用並びに固定資産等に係る投資です。資金需要については、主に自己資金により、また必要に応じ銀行借入等により賄います。

従来から資金の「見える化」を進め、グループ会社の資金の動き、残高等の管理をグローバルキャッシュマネジメントシステムにより実行しています。また、3か月先までのローリング・フォーキャストを毎月実施することで資金管理を行っています。

③剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元として、配当による利益の配分を最優先に考え、連結配当性向30%以上を勘案した配当を実施することを基本方針としています。なお、実際の連結業績により、この基本方針による配当が適切でない場合には、株主資本配当率（DOE）等も考慮した上で、剰余金分配可能額の範囲で株主還元の充実を図っていきます。当社は取締役会の決議により剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めており、中間及び期末の年2回の配当を行うことを基本方針としています。また、期末は実際の連結業績を勘案したうえで、上記の配当方針に適応した年間配当額となるように期末配当をお支払いする方針です。

内部留保資金は、財務体質の強化、並びに将来の成長力の維持のために活用していく方針です。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

取締役会決議日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年7月31日	858	26.00	2024年6月30日	2024年8月27日
2025年2月21日	892	27.00	2024年12月31日	2025年3月6日

(注) 当社は会社法第459条に基づき、6月30日、12月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

2 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	70,000,000株
② 発行済株式の総数	33,096,017株 (自己株式を含む)
③ 当事業年度末の株主数	22,697名
④ 大株主 (自己株式を除く上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,748千株	14.36%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,921	5.81
ヤワタビル株式会社	1,112	3.36
Yawata Zaidan Limited	759	2.29
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	757	2.29
野村信託銀行株式会社 (投信口)	755	2.28
佐藤哲雄	720	2.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	716	2.16
MSIP CLIENT SECURITIES	447	1.35
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	400	1.21

(注) 持株比率は自己株式 (47,648株) を控除して計算しています。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

決議年月日		2021年3月25日 報酬委員会決議	2024年3月27日 報酬委員会決議
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		111,700株	146,800株
新株予約権の行使時の払込金額		1円	1円
新株予約権の行使期間		自 2024年4月1日 至 2033年3月31日	自 2027年4月1日 至 2036年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）		発行価格： 993.75円 資本組入額： 496.88円	発行価格： 885円 資本組入額： 443円
新株予約権の行使の条件		(注1)	(注2)
役員の保有状況	取締役及び執行役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 340個	新株予約権の数 1,468個
		目的となる株式の数 34,000株	目的となる株式の数 146,800株
		保有者数 1名	保有者数 4名

(注1) 新株予約権の行使の条件

- (ア) 新株予約権者は、(i) 当社の2021年12月期から2023年12月期までの各事業年度（以下、「対象事業年度」といいます。）のうちいずれかの事業年度において、有価証券報告書における連結損益計算書に記載された営業利益の金額（以下、「業績判定水準」といいます。）が64億円以上となり、かつ、(ii) 対象事業年度の平均投下資本利益率が4.9パーセント以上となったときに限り、自己が保有する新株予約権の個数に行使可能割合（対象事業年度の各業績判定水準のうち最も大きい金額〈100億円を超える場合は100億円とします。〉の100億円に対する割合をいいます。）を乗じて得た個数（1個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てます。）を限度として新株予約権を行使することができます。なお、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。
- (イ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の執行役若しくは取締役又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位（下記（エ）において総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。
- (ウ) 新株予約権者に法令又は当社社内規定に違反する行為があった場合（対象者が有罪判決を受けた場合、会社法第423条第1項の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合及び解任又は懲戒解雇された場合を含みますがこれに限りません。）は、その後新株予約権を行使することができないものとします。
- (エ) 新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、任期満了による退任、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退任、やむを得ない事業上の都合による退任、又はこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、要件地位喪失日が権利行使期間の開始日より前である場合、行使することができる新株予約権の個数は、以下の算式に基づき計算されます（1個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てます。）。

$$\begin{array}{l} \text{行使することができる} \\ \text{新株予約権の個数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{上記（ア）の限度個数} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{割当日から要件地位喪失日までの日数} \\ \text{割当日から新株予約権の権利行使期間の} \\ \text{開始日の前日までの日数} \end{array}}$$

- (オ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。
- (カ) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

(注2) 新株予約権の行使の条件

- (ア) 新株予約権者は、(i) 当社の2024年12月期から2026年12月期までの各事業年度（以下、「対象事業年度」といいます。）のうちいずれかの事業年度において、有価証券報告書における連結損益計算書に記載された営業利益の金額（以下、「業績判定水準」といいます。）が90億円以上となり、かつ、(ii) 対象事業年度の平均投下資本利益率が6.0%以上となったときに限り、自

己が保有する新株予約権の個数に行使可能割合（対象事業年度の各業績判定水準のうち最も大きい金額（150億円を超える場合は150億円とします。）の150億円に対する割合をいいます。）を乗じて得た個数（1個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てます。）を限度として新株予約権を行使することができます。なお、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。

- (イ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の執行役若しくは取締役又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位（下記（エ）において総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。
- (ウ) 新株予約権者に法令又は当社社内規定に違反する行為があった場合（対象者が有罪判決を受けた場合、会社法第423条第1項の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合及び解任又は懲戒解雇された場合を含みますがこれに限りません。）は、その後新株予約権を行使できないこととします。
- (エ) 新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、任期満了による退任、社命による退任、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退任、やむを得ない事業上の都合による退任、又はこれらに準ずる理由による退任であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、要件地位喪失日が権利行使期間の開始日より前である場合、行使することができる新株予約権の個数は、以下の算式に基づき計算されます。（1個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てます。）。

行使することができる
新株予約権の個数

=

上記（ア）の限度個数

×

割当日から要件地位喪失日までの日数

割当日から権利行使期間の
開始日の前日までの日数

- (オ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。
- (カ) 新株予約権1個を分割して行使することはできません。

②当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対して交付された新株予約権の状況

決議年月日		2024年3月26日 定時株主総会
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		579,800株
新株予約権の行使時の払込金額		1円
新株予約権の行使期間		自 2027年4月1日 至 2042年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）		発行価格： 777円 資本組入額： 389円
新株予約権の行使の条件		(注)
交付状況	当社子会社取締役及び当社子会社従業員	新株予約権の数 5,798個 目的となる株式の数 579,800株 交付者数 42名

(注) 新株予約権の行使の条件

- (ア) 新株予約権者は、(i) 当社の2024年12月期から2026年12月期までの各事業年度（以下、「対象事業年度」といいます。）のうちいずれかの事業年度において、有価証券報告書における連結損益計算書に記載された営業利益の金額（以下、「業績判定水準」といいます。）が90億円以上となり、かつ、(ii) 対象事業年度の平均投下資本利益率が6.0%以上となったときに限り、自己が保有する新株予約権の個数に行使可能割合（対象事業年度の各業績判定水準のうち最も大きい金額（150億円を超える場合は150億円とします。）の150億円に対する割合をいいます。）を乗じて得た個数（1個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てます。）を限度として新株予約権を行使することができます。なお、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。
- (イ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位（下記（エ）において総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。

- (ウ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社又は当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。
- (エ) 新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の疾病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、又はこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、要件地位喪失日が権利行使期間の開始日より前である場合、行使することができる新株予約権の個数は、以下の算式に基づき計算されます。（1個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てます。）。

行使することができる
新株予約権の個数

=

上記（ア）の限度個数

×

割当日から要件地位喪失日までの日数

割当日から権利行使期間の
開始日の前日までの日数

- (オ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。
- (カ) 新株予約権1個を分割して行使することはできません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び執行役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	八幡滋行	取締役会議長、指名委員、報酬委員 リスクマネジメント委員会議長
取締役 （独立役員）	梅本龍夫	取締役会副議長、指名委員会議長、報酬委員会議長、リスクマネジメント委員 立教大学大学院社会デザイン研究科 客員教授 (有)アイグラム 代表取締役
取締役 （独立役員）	范仁鶴	指名委員、報酬委員 チャイナ・エパーライト・エンパイロメント・グループ（香港） 非業務執行独立取締役 ファースト・パシフィック（香港） 非業務執行独立取締役
取締役 （独立役員）	早川亮	監査委員会議長、リスクマネジメント委員 (株)イー・ワン・コンサルティング 代表取締役 アクサス・アドバイザーズ(株) 代表取締役兼マネージング・パートナー 早稲田大学 ビジネス・ファイナンス研究センター インバストメント・バンキング講座講師
取締役 （独立役員）	アルバート キルヒマン	指名委員、報酬委員 トレイトン SE 社外取締役
取締役 （独立役員）	上野佐和子	監査委員 上野佐和子公認会計士事務所 所長 森永製菓(株) 社外監査役 空港施設(株) 社外監査役
取締役	本多慶行	指名委員、監査委員、報酬委員 日本マクドナルドホールディングス(株) 社外監査役 公認会計士、米国公認会計士
代表執行役 C E O	堀寛二	リスクマネジメント委員 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役 SUMIDA AMERICA HOLDINGS INC. 代表取締役 Sumida Electric (H.K.) Company Limited 取締役 ISMART GLOBAL LIMITED 取締役 SUMIDA INSURANCE CORPORATION 取締役
執行役	小島勝幸	エグゼクティブ・バイスプレジデント ヘッド・オブ・グローバルセールス兼ヘッド・オブ・リージョン（アジア） Sumida Electric (H.K.) Company Limited 取締役 SUMIDA TRADING (SHANGHAI) COMPANY LIMITED 取締役 TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED 取締役 SUMIDA TRADING (KOREA) COMPANY LIMITED 取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役	竹島 広松	エグゼクティブ・バイスプレジデント ヘッド・オブ・リージョン（日本） ヘッド・オブ・グローバル・マニュファクチャリング スミダ電機㈱ 代表取締役
執行役	クラウス ノイマイヤー	シニア・バイス・プレジデント兼ヘッド・オブ・グローバル R&D エグゼクティブ・バイスプレジデント兼ヘッド・オブ・リージョン（欧州） SUMIDA Components & Modules GmbH 代表取締役 SUMIDA AG Management Board メンバー SUMIDA Europe GmbH 代表取締役

- (注) 1. 取締役梅本龍夫氏、范仁鶴氏、早川亮氏、アルバート キルヒマン氏及び上野佐和子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 当社は社外取締役の梅本龍夫氏、范仁鶴氏、早川亮氏、アルバート キルヒマン氏及び上野佐和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 当社は法定委員会（指名、監査及び報酬委員会）以外に任意でリスクマネジメント委員会を設置しています。
4. 監査委員の早川亮氏（監査委員会議長）は複数の会社で経営に携わっており、また上野佐和子氏及び本多慶行氏は公認会計士であり、3氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 常勤の監査委員はおりませんが、コーポレートオフィスが当社のみならず当社グループの内部統制を担当し、コンプライアンス、リスクマネジメントの各業務を統括するとともに、内部監査室は監査委員会と連携して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしています。

② 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
加藤 厚	2024年3月26日	任期満了	取締役、監査委員会議長、リスクマネジメント委員 公認会計士 公認会計士加藤厚事務所
ミヒャエル ミュールバイエル	2024年3月26日	任期満了	取締役、指名委員、報酬委員
宮武 雅子	2024年3月26日	任期満了	取締役、監査委員、リスクマネジメント委員 弁護士、ブレイクモア法律事務所 スペシャル・カウンセラー 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 日本酸素ホールディングス㈱ 社外取締役

③ 当事業年度中に退任した執行役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
本多 慶行	2024年3月26日	任期満了	代表執行役CFO、リスクマネジメント委員 日本マクドナルドホールディングス㈱ 社外監査役 公認会計士、米国公認会計士

④ 報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の額に係る決定に関する方針

当社は、指名委員会等設置会社として社外取締役が過半数を占める報酬委員会を置き、社外取締役を議長とすることにより透明性を確保し、公正かつ適正に報酬を決定しています。

当社の役員報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう執行役が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社企業グループ総体の価値の増大に資するものとします。

報酬の水準については、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標とします。

報酬委員会は、この趣旨に沿い、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬決定に関する方針を以下のとおり決定し、この方針に従い取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の額等を決定しています。

当事業年度における当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会において決議された当方針に基づき、報酬委員会で適切に審議のうえ、決定しており、当方針に沿うものであると判断しています。

(1) 決定及び開示の範囲

報酬委員会が決定及び開示する「取締役及び執行役が受ける報酬の額」の範囲は、透明性を高めるために、当社グループから支給する報酬額の総額とし、取締役、執行役に区分して開示しています。

(2) 取締役報酬

取締役報酬は、各取締役の役職、職責等を反映し、また経済動向及び当社経営環境を考慮して設定しています。取締役の報酬は次の4つから構成されています。

1) 基本報酬

取締役としての職責に対する報酬（指名・報酬委員の職責に対する報酬を含みます）

2) 監査委員報酬

監査委員としての職責に対する報酬

3) 委員会議長報酬

監査委員会議長、指名委員会及び報酬委員会議長としての職責に対する報酬

4) 取締役会副議長報酬

取締役会副議長としての職責に対する報酬

(3) 執行役報酬

執行役報酬は、業務執行に対するモチベーションの維持・向上を図るため、基本報酬（固定報酬）に加えてインセンティブ報酬（業績連動報酬）を採用しています。執行役の報酬は次の4つから構成されています。

1) 基本報酬

基本報酬は各執行役の役職、職責、子会社役員の兼任状況を考慮した固定報酬とします。金額は従前の業務実績等を考慮し、また前期報酬実績等との比較衡量を行うことにより決定しています。

2) 短期インセンティブ

短期的なモチベーションの維持・向上を図るための報酬で、各執行役の役職、職責に応じて基準額を設定します。期首に設定した業績目標とグループ全体又は担当職務の業績の達成度や職務執行状況に応じて支給額を増減します。また、顕著な功績があったと報酬委員会が認めた場合はこれとは別に賞与を支払う場合があります。

3) ストックオプション

中期経営計画の業績達成条件付新株予約権を付与します。

4) 年金

退任後の生活安定のために、在任期間等を勘案して、対象となる執行役に公的年金以外に年金拠出金を支払います。

(4) 総報酬及び「基本報酬」は、定期的に外部の客観的データ、評価データ等を活用しながら、役位と職務価値

を勘案し妥当な水準を設定します。

- (5) 取締役、社外取締役については、経営を監督する立場にあることから短期的な業績反映部分を排し、固定報酬である「基本報酬」及び委員会議長に対する「委員会議長報酬」及び監査委員に対する「監査委員報酬」及び取締役会副議長に対する「取締役会副議長報酬」のみとします。

⑤ 取締役及び執行役の当事業年度に係る報酬等の総額
(対象期間：2024年1月1日から2024年12月31日まで)

区 分	人 員 (人)	基本報酬 (百万円)	短期インセンティブ (百万円)	無償ストックオプション (百万円)	年 金 (百万円)	フリンジ・ ベネフィット (百万円)	退職慰労金 (百万円)	合 計 (百万円)
執 行 役	5	126	59	16	20	0	109	332
社内取締役	2	31	-	-	-	12	-	44
社外取締役	8	37	-	-	-	-	-	37
合 計	15	195	59	16	20	13	109	414

- (注) 1. 当社グループの連結報酬額を記載しています。上記の社外取締役欄には、2024年3月26日に開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役3名に対して2024年1月から2024年3月の期間に支払った金額が含まれています。上記の執行役の欄には、2024年3月26日に開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した執行役1名に対して2024年1月から2024年3月の期間に支払った金額が含まれています。
2. 短期インセンティブ報酬
当事業年度の連結営業利益目標の達成率に応じて支給額を算出しています。「短期インセンティブ」にかかる業績指標は、期首に設定した連結営業利益目標(2024年12月期：95億円)であり、その実績は45億円です。当該指標を選択した理由は、執行役が果たすべき業績責任を測るうえで、営業利益額は最も適切な指標の一つと判断したためであり、より高い営業利益水準を達成することで、持続的成長と企業価値向上を目指しています。報酬額は、基本報酬に役職別に設定された係数及び指標達成度に応じた支給率を乗じて算定されています。
3. 社外取締役の基本報酬の欄には、基本報酬、監査委員報酬、委員会議長報酬及び取締役会副議長報酬の合計額を記載しています。
4. 無償ストックオプション
会計基準において、当該事業年度に費用計上された金額となります。当該事業年度に係る無償ストックオプションの付与がありました。
5. フリンジ・ベネフィット
対象となる執行役1名及び社内取締役2名に対してフリンジ・ベネフィット総額13百万円（うち当社負担分12百万円）を支払いました。
6. 2024年3月26日に開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した執行役1名に対して退職慰労金を現金により支払いました。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、定款において同法第423条第1項の損害賠償責任を限定できる旨を定めています。当該規定に基づき、当社と社外取締役の5名は責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しています。

⑦ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償請求における賠償金額、判決金額、和解金、示談金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者は全ての取締役、執行役、管理監督及び指揮命令を行う従業員です。また、当該保険契約の保険料については、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を得て、全額を会社が負担しています。

⑧ 社外取締役に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況

① 「取締役及び執行役の状況」の表に記載のとおりです。

当社と兼任している他の法人等との間には、取引関係等の関係はいずれもありません。

(2) 当社又は主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

① 社外取締役は、いずれも過去に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）になったことはありません。

② 社外取締役は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）と三親等以内の親族関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

① 社外取締役の出席状況

	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会	リスクマネジメント委員会
梅 本 龍 夫	7/7回 (100%)	-	7/7回 (100%)	6/6回 (100%)	3/3回 (100%)
范 仁 鶴	7/7回 (100%)	-	7/7回 (100%)	6/6回 (100%)	-
早 川 亮	7/7回 (100%)	10/10回 (100%)	-	-	3/3回 (100%)
ア ル バ ー ト キ ル ヒ マ ン	5/5回 (100%)	-	5/5回 (100%)	5/5回 (100%)	-
上 野 佐和子	5/5回 (100%)	6/6回 (100%)	-	-	-

(注) 1. 当社はリスクマネジメント委員会を設置しています。委員には執行役、指名委員会議長及び監査委員会議長監査委員会議長が就任しています。

2. アルバート キルヒマン氏及び上野佐和子氏につきましては、取締役役に就任した2024年3月26日以降の状況を記載しています。

② 社外取締役の発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 梅本 龍夫	梅本龍夫氏は、取締役会において副議長として、主に経営コンサルタント、経営者の観点から、議案審議等に適宜必要な発言を行い、特に経営戦略、経営計画、新規事業開発、組織人事、能力開発及びマーケティングやブランディングの豊富な知識と経験に基づく専門的な立場から監督と経営全般への助言等を行う等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。 また、指名委員会では、議長として、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に携わり、適宜必要な発言を行いました。 また、報酬委員会では、議長として、取締役及び執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に携わり、適宜必要な発言を行いました。 また、リスクマネジメント委員会では、当社のリスクの洗い出しと対応策の策定に携わり、リスク管理に関して適宜必要な発言を行いました。
社外取締役 范 仁鶴	范仁鶴氏は、取締役会において主に中国・香港を中心とする企業の経営者・取締役としての観点から、議案審議等に適宜必要な発言を行い、特に国際的な経営者としての知識・経験及びアジア市場に関する見識に基づく専門的な立場から監督と経営全般への助言等を行う等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。 また、指名委員会では、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に携わり、適宜必要な発言を行いました。 また、報酬委員会では、取締役及び執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に携わり、適宜必要な発言を行いました。
社外取締役 早川 亮	早川亮氏は、取締役会において主に企業経営者としての観点から、議案審議等に適宜必要な発言を行い、特に国際的な経営者として金融業界の豊富な経験と見識に基づく専門的な立場から監督と経営全般への助言等を行う等、社外取締役として十分な役割・責務を果たしています。 また、監査委員会では、議長として、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に携わり、適宜必要な発言を行いました。 また、リスクマネジメント委員会では、当社のリスクの洗い出しと対応策の策定に携わり、リスク管理に関して適宜必要な発言を行いました。

	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 アルバート キルヒマン	アルバート キルヒマン氏は、社外取締役に就任した2024年3月26日以降に開催された取締役会において主に企業経営者の観点から、議案審議等に適宜必要な発言を行い、特に欧州を中心とする企業の経営者としての知識、経験、自動車業界の見識に基づく専門的な立場から監督と経営全般への助言を行う等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。 また、指名委員に就任した2024年3月26日以降に開催された指名委員会では、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に携わり、適宜必要な発言を行いました。 また、報酬委員に就任した2024年3月26日以降に開催された報酬委員会では、取締役及び執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に携わり、適宜必要な発言を行いました。

	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 上野 佐和子	上野佐和子氏は、社外取締役に就任した2024年3月26日以降に開催された取締役会において主に会計の専門家としての観点から、議案審議等に適宜必要な発言を行い、特に公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に社外取締役として十分な役割・責務を果たしております。 また、監査委員に就任した2024年3月26日以降に開催された監査委員会では、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に適宜必要な発言を行いました。

- (4) 子会社から受けている報酬等の総額
該当事項はありません。
- (5) 独立性に関する基準又は方針
当社において、独立性を有する社外取締役とは、以下のいずれにも該当しない者とします。
- 1) 現に当社若しくは当社の子会社・関係会社（以下、「スミダグループ」といいます。）の業務執行者の地位にあり、又は取締役就任前10年間のいずれかの時期において業務執行者の地位にあった者
「業務執行者」とは、次に掲げる者をいいます。以下同じです。
 - イ. 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員
 - ロ. 業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者
 - ハ. 使用人
 - 2) その配偶者又は2親等内の親族が、現にスミダグループの業務執行者の地位にあり、又は取締役就任前5年間のいずれかの時期において業務執行者の地位にあった者
 - 3) 当社の主要な株主又はその業務執行者
「主要な株主」とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいいます。
 - 4) スミダグループの主要な取引先又はその業務執行者及びにスミダグループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
「主要な取引先」とは、過去5年間のいずれかの事業年度において、スミダグループとの取引における支払額又はその受取額が、スミダグループ又は取引先の連結売上収益の2%以上を占めている法人等をいいます。
 - 5) スミダグループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている者（法律、会計又は税務の専門家又はコンサルタント等）。多額の金銭その他の財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者
「多額」とは、過去3年間の事業年度のうち、いずれかの事業年度における年間の金銭の支払その他の財産の給付が500万円を超える場合をいいます（以下同じです。）。
 - 6) スミダグループから、多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者又は寄付を受けている法人、組合等の団体に所属する者
 - 7) 前4項に該当する者の配偶者又は2親等内の親族
 - 8) その他、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役としての職務遂行に支障を来す事情を有していると認められる者

(注) 本事業報告中の記載金額及び株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類 <国際会計基準(IFRS)>

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第70期 2024年12月31日現在	(ご参考) 第69期 2023年12月31日現在
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	4,286	3,107
営業債権及びその他の債権	30,167	28,324
棚卸資産	29,350	29,209
その他の流動資産	5,867	7,006
流動資産合計	69,672	67,648
非流動資産		
有形固定資産	54,906	52,084
使用権資産	5,605	5,986
のれん	5,730	5,335
無形資産	7,722	7,404
金融資産	636	630
繰延税金資産	2,973	2,996
その他の非流動資産	518	699
非流動資産合計	78,094	75,137
資産合計	147,766	142,786

科目	第70期 2024年12月31日現在	(ご参考) 第69期 2023年12月31日現在
負債		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	14,960	15,036
短期有利子負債	30,964	23,490
1年内返済予定又は償還予定 の長期有利子負債	5,459	7,856
1年内返済予定のリース負債	1,264	1,087
引当金	2,083	909
未払法人所得税	638	716
未払費用	3,847	3,857
その他の流動負債	2,451	2,595
流動負債合計	61,669	55,550
非流動負債		
長期有利子負債	16,004	20,030
リース負債	4,284	4,735
退職給付に係る負債	1,582	1,581
引当金	47	21
繰延税金負債	966	1,411
その他の非流動負債	2,297	2,143
非流動負債合計	25,181	29,923
負債合計	86,851	85,473
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	13,624	13,519
資本剰余金	13,179	13,078
利益剰余金	20,315	21,722
新株予約権	130	460
自己株式	△98	△520
その他の包括利益累計額	11,497	6,797
親会社の所有者に帰属する持分合計	58,648	55,056
非支配持分	2,266	2,255
資本合計	60,915	57,312
負債及び資本合計	147,766	142,786

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第70期 2024年 1 月 1 日から 2024年12月31日まで	(ご参考) 第69期 2023年 1 月 1 日から 2023年12月31日まで
売上収益	143,978	147,672
売上原価	△125,970	△126,561
売上総利益	18,008	21,110
販売費及び一般管理費	△12,375	△12,282
その他の営業収益	215	546
その他の営業費用	△1,334	△809
営業利益	4,513	8,564
金融収益	38	41
金融費用	△3,256	△2,749
税引前当期利益	1,295	5,856
法人所得税費用	△861	△754
当期利益	434	5,102
当期利益の帰属		
親会社の所有者	590	5,064
非支配持分	△156	37

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

計算書類 <日本基準>

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第70期 2024年12月31日現在	(ご参考) 第69期 2023年12月31日現在
資産の部		
流動資産	9,026	8,849
現金及び預金	154	170
前払費用	88	65
短期貸付金	8,409	8,344
その他	374	268
固定資産	42,724	42,148
有形固定資産	1,265	1,252
建物	752	737
構築物	7	9
工具、器具及び備品	0	0
車両運搬具	2	3
土地	503	503
無形固定資産	191	3
電話加入権	3	3
ソフトウェア	9	—
特許権	178	—
投資その他の資産	41,268	40,892
関係会社株式	33,293	33,293
長期貸付金	7,385	7,105
繰延税金資産	471	338
その他	118	155
資産合計	51,751	50,997

科目	第70期 2024年12月31日現在	(ご参考) 第69期 2023年12月31日現在
負債の部		
流動負債	9,906	6,004
短期借入金	6,739	3,554
1年内返済予定の長期借入金	1,377	1,282
未払金	106	149
未払費用	73	80
未払法人税等	—	29
その他	1,609	908
固定負債	10,578	11,607
長期借入金	10,549	11,533
その他	29	73
負債合計	20,485	17,611
純資産の部		
株主資本	32,180	33,635
資本金	13,624	13,519
資本剰余金	13,437	13,332
資本準備金	13,437	13,332
利益剰余金	5,217	7,305
利益準備金	264	264
その他利益剰余金	4,953	7,040
繰越利益剰余金	4,953	7,040
自己株式	△98	△ 520
評価・換算差額等	△1,045	△ 710
繰延ヘッジ損益	△1,045	△ 710
新株予約権	130	460
純資産合計	31,265	33,385
負債純資産合計	51,751	50,997

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第70期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで	(ご参考) 第69期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで
営業収益	1,400	3,841
営業費用	762	1,058
営業利益	638	2,783
営業外収益	195	182
受取利息	194	181
その他	1	0
営業外費用	871	1,036
支払利息	735	844
支払手数料	65	154
為替差損	65	35
その他	4	2
経常利益又は経常損失(△)	△37	1,928
特別損失	0	0
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△37	1,928
法人税、住民税及び事業税	37	247
法人税等調整額	14	△ 122
当期純利益又は当期純損失(△)	△89	1,804

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

スミダコーポレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本 剛 光
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 雄 飛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スミダコーポレーション株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、スミダコーポレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあるかと判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

スミダコーポレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

根本 剛 光

公認会計士

鈴木 雄 飛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スミダコーポレーション株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第70期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門及び内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月19日

スミダコーポレーション株式会社 監査委員会

監査委員	早	川	亮
監査委員	上	野	佐 和 子
監査委員	本	多	慶 行

(注) 監査委員早川亮及び同上野佐和子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主メモ

証券コード	6817
事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金配当基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所プライム市場
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、東京において発行する日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.sumida.com/jpn/investors/koukoku/

（ご注意）

- 株主様の住所変更、買い取り請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）でお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座(*)に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、三菱UFJ信託銀行の証券代行部にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店でもお取次いたします。
(*)株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）に預託されていなかった株主様の株式は、当社が株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行に「特別口座」を開設して記録、管理しております。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

定時株主総会 会場ご案内図

東京會館 7階「マグノリア」
東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
電話：03-3215-2111



交通機関のご案内

地下鉄 東京メトロ千代田線「二重橋前<丸の内>駅」・東京メトロ有楽町線「有楽町駅」
東京メトロ日比谷線「日比谷駅」・都営三田線「日比谷駅」
B5出口より直結の地下コンコースをご利用いただけます。

J R 京葉線「東京駅」6番出口より徒歩3分 「有楽町駅」国際フォーラム口より徒歩5分
「東京駅」丸の内南口より徒歩10分

※駐車場の用意はいたしておりません。お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

**当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。